

# 企画競争説明書

## (QCBS方式-ランプサム型)

業務名称：パキスタン国南パンジャブ地域小児保健医療施設拡充計画準備調査 (QCBS - ランプサム型)

調達管理番号：23a00812

### 【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

「第3章4.（2）上限額 について」に示した上限額を超えた見積が本見積として提出された場合、当該プロポーザル・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますのでご注意ください。

調達・派遣改革の各種施策が導入された2023年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2024年1月31日

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部

# 第1章 企画競争の手続き

## 1. 公示

公示日 2024年1月31日

## 2. 契約担当役

理事 井倉 義伸

## 3. 競争に付する事項

(1) 業務名称：パキスタン国南パンジャブ地域小児保健医療施設拡充計画準備調査  
(QCBS - ランプサム型)

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください<sup>1</sup>。（全費目課税）

(4) 契約履行期間（予定）：2024年4月 ～ 2025年6月

上記の契約履行期間を分割する想定はありませんが、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、契約履行期間の分割を提案することを認めます。ただし、分割提案においても、原則、次期契約時に単価の見直しは致しません。

(5) ランプサム（一括確定額請負）型

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行います。

(6) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヵ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（4）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

1) 第1回（契約締結後）：契約金額の32%を限度とする。

2) 第2回（契約締結後13ヵ月以降）：契約金額の8%を限度とする。

---

<sup>1</sup> 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

## 4. 担当部署・日程等

### (1) 選定手続き窓口

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先：[outm1@jica.go.jp](mailto:outm1@jica.go.jp)

担当者メールアドレス：[Enkhbat.Khulan@jica.go.jp](mailto:Enkhbat.Khulan@jica.go.jp)

### (2) 事業実施担当部

人間開発部保健第二グループ保健第四チーム

### (3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2024年2月6日 12時
2	企画競争説明書に対する質問	2024年2月15日 12時
3	質問への回答 2月6日12時までの受領分	第1回 回答日 2024年2月9日
4	質問への回答	第2回（最終）回答日 2024年2月20日
5	プロポーザル等の提出用フォルダ作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午まで
6	本見積額（電子入札システムへ送信）、本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出日	2024年2月27日 12時
7	プレゼンテーション	行いません
8	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の2営業日前まで
9	見積書の開封	2024年3月11日 11時
10	評価結果の通知日	見積書開封日時から1営業日以内
11	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内 （申込先： <a href="https://forms.office.com/r/bevwTqM7pE">https://forms.office.com/r/bevwTqM7pE</a> ） ※2023年7月公示から変更となりました。

## 5. 競争参加資格

### (1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン

(2023年10月)」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

## 6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2023年3月24日版）」に示される手順に則り依頼ください（依頼期限は「第1章 企画競争の手続き」の「4.（3）日程」参照）。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

提供資料：

- ・ 第3章 技術提案書作成要領に記載の配付資料
- ・ 「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

## 7. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

### (1) 質問提出期限

- 1) 提出期限：上記4. (3) 参照
- 2) 提出先：上記4. (1) 選定手続き窓口宛  
CC: 担当メールアドレス

### 3) 提出方法：電子メール

- ① 件名：「【質問】調達管理番号\_案件名」
- ② 添付データ：「質問書フォーマット」(JICA 指定様式)

注1) 質問は「質問書フォーマット」(JICA 指定様式)に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記(2)のURLに記載されている「公示共通資料」を参照してください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

注3) 質問提出期限内であれば、何回でも質問の提出を受け付けます。

### (2) 回答方法

上記4. (3) 日程のとおり、原則2回に分けて以下のJICA ウェブサイトに掲載します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

## 8. プロポーザル等の提出

### (1) 提出期限：上記4. (3) 参照

### (2) 提出方法

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法(2023年3月24日版)」をご参照ください。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

### 1) プロポーザル

- ① 電子データ(PDF)での提出とします。
- ② 上記4. (3)にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを [e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp) へ送付願います。
- ③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼\_(調達管理番号)\_ (法人名)」

- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等はパスワードを付けずに GIGAPOD 内のフォルダに格納ください。

## 2) 本見積額

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記4.（3）日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書（含む内訳書）にかかるパスワードを求めます。

## 3) 本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書、及び別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）は GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、パスワードを設定した PDF ファイルとし、上記4.（3）の提出期限までに、別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

なお、別見積については、「第3章4（3）別見積について」のうち、1）の経費と2）～3）の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いいたします）。

## (3) 提出先

### 1) プロポーザル

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

### 2) 見積書（本見積書及び別見積書）及び別提案書

- ① 宛先：e-koji@jica.go.jp
- ② 件名：（調達管理番号）\_（法人名）\_見積書  
〔例：20a00123\_〇〇株式会社\_見積書〕
- ③ 本文：特段の指定なし
- ④ 添付ファイル：「20a00123\_〇〇株式会社\_見積書」
- ⑤ 見積書及び別提案書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

- (4) 提出書類
  - 1) プロポーザル・見積書
  - 2) 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）
- (5) 電子入札システム導入にかかる留意事項
  - 1) 作業の詳細については電子入札システムポータルサイトをご確認ください。  
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)
  - 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

## 9. 契約交渉権者の決定方法

### (1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、**配点を技術評価点90点、価格評価点10点とします。**

### (2) 評価方法

#### 1) 技術評価

「第2章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2023年10月）」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第3章4.（2）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点（100点満点中60点を下回る場合には不合格となります）。**なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。**

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

#### 2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点されま

す。

#### ① 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者 1 名の配置）としてシニア（46 歳以上）と若手（35～45 歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律 2 点の加点（若手育成加点）を行います。

#### 3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を 100 点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り 100 を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

①（価格評価点）＝最低見積価格＝100 点

②（価格評価点）＝最低見積価格／（それ以外の者の価格）×100 点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が第 3 章 4.（2）に示す上限額の 80%未満の見積額を提案した場合は、上限額の 80%積額とみなして価格点を算出します。

上限額の 80%下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点＝100 点

それ以外の見積額（N）：価格評価点＝（上限額×0.8）/N×100 点

\*最も安価ではない見積額でも上限額の 80%未満の場合は、上限額の 80%を N として計算します。

#### 4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を 90：10 の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

（総合評価点）＝（技術評価点）×0.9＋（価格評価点）×0.1

#### （3）見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額（消費税抜き）は上記 4.（3）日程に記載の日時にて開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税 10%算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。



#### (4) 契約交渉権者の決定方法

- 1) 総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。
- 2) 総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。
- 3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

### 10. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記4.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

#### 11. 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取扱われます。

- (1) 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき JICA による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、JICA が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定する日本法人であることを条件とします。本件業務の競争に参加するものは、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。
- (2) 本件業務の受注者（JV 構成員及び補強として業務従事者を提供している社  
他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき JICA による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び生産物の調達から排除されます。

#### 12. フィードバックのお願いについて

JICA では、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています（現時点では、2023年11月から2024年1月に公示した案件を対象に、試行的な実施を想定）。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

## 第2章 特記仕様書案（案）

本特記仕様書（案）に記述されている「脚注」及び本項の「【1】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

### 【1】 本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

#### 1. 企画・提案に関する留意点

- 不明・不明瞭な事項はプロポーザル提出期限までの質問・回答にて明確にします。
- プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。
- 応募者は、本特記仕様書（案）に基づき、発注者が本業務を行うにあたっての、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。
- プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。
- 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性と配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。
  - ①特殊傭人費（一般業務費）での傭上（主に個人）。
  - ②直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（第3章「2.業務実施上の条件」参照）。
  - ③共同企業体構成員としての構成（法人）（第1章「5.競争参加資格」参照）。
- 現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書（案）記載の項目・規模を超えて現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案してください。

☒プロポーザル作成にあたっては、本特記仕様書(案)に加えて、第3章に示す関連資料を参照してください。

## 2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

- 本業務において、特に以下の事項について、応募者の知見と経験に基づき、第3章 1.(2)「2) 業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書(案)を参照してください。

No.	提案を求める事項	特記仕様書(案)での該当条項
1	地中埋設物・障害物調査の実施方法	第4条(4)
2	事業の評価指標案	第4条(24)
3	パキスタンのインフレや世界的な物価高騰への対応	第4条(10) (22) (23)

### 【2】 特記仕様書(案)

(契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。)

#### 第1条 業務の目的

「第2条 業務の背景」に記載する事業について、「第4条 実施方針及び留意事項」を踏まえ、「第3条 業務の内容」に記載される業務を遂行し、調査の中で特定された事業(以下「本事業」という。)を無償資金協力として実施する必要性や妥当性を精査すると共に、適切な概略設計・事業計画を策定し、概略事業費の積算を行うことを目的とする。

#### 第2条 業務の背景

別紙1のとおり。

#### 第3条 実施方針及び留意事項

##### (1) 無償資金協力事業の検討資料としての位置づけ

- 本業務の成果は、本事業を対象とする無償資金協力事業の検討資料として用いられる。このため、事業内容の計画策定については、調査過程で随時十分発注者と協議し、承認を得ること。
- 報告書や各種資料の作成に当たっては、発注者が提示する資料等に基づいたものとする。
- 本業務で検討・策定した事項が相手国政府・実施機関への一方的な提案とならな

いよう、相手国政府・実施機関と十分な合意形成を行い、実現可能かつ具体的な内容とすること。

- 本事業の本邦での検討過程において、事業内容が本業務の結果とは一部異なる結論となることがある可能性があるため、相手国関係者に本業務の調査結果がそのまま無償資金協力事業として決定されるとの誤解を与えないよう留意すること。

## (2) 参考資料

共通仕様書第9条に示す以外で、本業務で参考とする資料を以下に示す。

### ① 公開資料

(ア) 設計・積算にかかるガイドライン等（以下「設計・積算にかかるガイドライン等」という。）

☒ 協力準備調査設計・積算マニュアル（試行版）

☒ 同「補完編（建築分野）」（2023年4月）

☒ 同「機材編」（2023年4月）

(イ) 環境社会配慮ガイドライン（以下「JICA 環境社会ガイドライン」という。）

☒ 国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2022年1月）

(ウ) その他

☒ JICA 不正腐敗防止ガイダンス

☒ 無償資金協力にかかる報告書等作成のためのガイドライン

☒ コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン（2022年10月）

☒ コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン（2022年10月）

☒ ソフトコンポーネント・ガイドライン

☒ ODA 建設工事安全管理ガイダンス（以下、「安全管理ガイダンス」という。）

☒ 資金協力事業 開発課題別の指標例（以下「開発課題別の指標例」という。）

☒ 進捗報告・Project Monitoring Report(PMR)

☒ JICA グローバルアジェンダ（課題別事業戦略）

### ② 配布資料

☒ 安全対策ガイダンス（2019年4月）（配布資料）

☒ 案件別安全対策検討シート（配布資料）

### (3) 計画策定のプロセス

本業務では、設計・積算方針会議前の現地調査、および同会議を受けた概略設計協議に関する現地調査を実施する。特に以下の段階においては、日本側関係者が出席する会議を開催し、関係者と議論して内容を検討する。

#### (ア) 初回現地調査派遣前

- 既存資料等の分析を踏まえ、現地調査の計画等につき「インセプション・レポート」に取りまとめ、方針を検討する。

#### (イ) 現地調査帰国時

- 現地調査結果を記述した「現地調査結果概要」を取りまとめ、これを基に、基本的な計画・設計の方向性を検討する。

#### (ウ) 概略設計協議に関する現地派遣前

- 計画の内容を取りまとめた「協力準備調査報告書（案）」に基づき計画内容を検討する。

### (4) 発注者への事前説明

- 説明資料等の中間的な成果を含む本業務の成果について相手国政府・実施機関等に提示する場合には、発注者に事前に説明し、その内容についてすり合わせることを。
- 相手国政府・実施機関との間で調査方針等について意見の相違があり、その克服が困難と思われる場合には速やかに発注者に報告し、対応方針について指示を受けることを。
- 打合せ後は、必要に応じて受注者にて打合簿を作成し、発注者の確認を取ること。

### (5) 関連調査等から得られる情報のレビュー及び活用

- 既存のデータを最大限活用することとし、既存データが存在しない、既存データでは十分な情報が得られない際に、該当する業務を行うこと。
- 類似事業の設計及び施工時の課題、問題点、及び解決方法等 について確認し、調査の効率化に努める。
- 類似事業の教訓も踏まえて、事業完了後の実施体制について検討すること。

### (6) 本業務における地理的な対象範囲

☒別紙1のとおり。

## (7) 環境社会配慮

- ☒ 本事業は、JICA 環境社会ガイドラインに掲げる影響を及ぼしやすいセクター・特性及び影響を受けやすい地域に該当せず、環境への望ましくない影響は最小限と判断されるため、カテゴリ C に分類されている。

## (8) クラスタ事業戦略での本件の位置づけ

- 本事業は、発注者の進める JICA グローバルアジェンダ（課題別事業戦略）<sup>2</sup>保健医療の「中核病院における診断・治療の強化」及び「質の高い母子継続ケアの強化」に位置づけられる。本事業のインパクトの最大化のため、相手国内および周辺国における発注者の実施する既存事業との具体的な連携の可能性を追求すること。また、それら既存事業や関連調査の情報を最大限活用し、効果的な調査を実施する。想定する既往事業・関連調査は以下のとおり。
  - ① 「パンジャブ州母子保健強化プロジェクト」（2021 年から実施中）
  - ② パンジャブ州栄養施策推進アドバイザー

## (9) 発注者の既往事業との連携可能性の検討

- 本事業の効果的な実施のため、相手国内における発注者の実施する既往事業（有償資金協力事業、無償資金協力事業、技術協力事業、民間連携事業等）との具体的な連携の可能性（共同での研修やセミナーの実施、共同研究等）を追求すること。
- 特に実施中の「パンジャブ州母子保健強化プロジェクト」でのコミュニティにおける妊産婦、新生児ケアの知識やスキルの向上や、州および県における妊産婦、新生児ケアに対する監督機能の強化に係る取組と本事業での施設整備による、開発効果増大の相乗効果を向上に努めること。

## (10) 相手国関係機関の調整

- 実施機関に加え、必要に応じ対象県保健局も交え調査及び事業の進め方について検討を行うこと。
- インセプション・レポートやインテリム・レポートなどの各種打合せに際してはパンジャブ州保健局に加え対象県保健局にも情報共有を行うなど、関連機関にも情報共有を行いつつ本業務にあたること。

<sup>2</sup>保健医療、紛争、気候変動等、複雑化する開発課題に挑むため、20の「JICA グローバル・アジェンダ（課題別事業戦略）」を設定し、中でも重点的に取り組む事業のまとまりを「クラスタ事業戦略」として、取り組みを強化しています。

## 第4条 業務の内容

### (1) 業務計画書の作成

- ① 想定される事業内容及び関連資料の内容を調査した上で、業務全体の方針・方法及び作業計画を検討し、調査計画を策定する。
- ② 業務計画書を、共通仕様書第6条に従って作成し、発注者に提出して承諾を得る。

### (2) インセプション・レポートの作成・説明

- ① 業務計画書の内容を踏まえて、インセプション・レポート（質問票含む）を作成する。
- ② 現地調査の冒頭に、発注者側からの調査団員と協力し、相手国政府・実施機関等の関係者にインセプション・レポートの内容を説明する。

### (3) 事業の背景・経緯・目的・内容等の整理

本事業の背景や必要性を整理するために必要な情報収集、分析を行う。

- 相手国の開発計画、当該セクターの上位計画・関連政策等の上位計画における本事業の位置づけ等
- 本事業に関連する我が国及び他ドナーや国際開発援助機関の援助動向、事業内容及び教訓等
- パキスタン及びパンジャブ州の保健概況及び保健医療体制
  - ・保健医療基礎データ（人口構造、疾病構造、母子保健関連死亡率、予防接種率等）
  - ・保健医療サービス（組織体制、サービス内容、保健医療施設、機材、人材、利用者数、費用負担等）
- 本事業を取り巻く状況と実施体制の確認
  - ・州保健省、その他関連機関、対象病院との関係性と無償資金協力実施にかかる役割分担
  - ・対象病院の概況（病床数、診療科名、外来・入院患者数、救急患者数、分娩件数、検査件数、他病院からのリファラル件数、医療施設間のリファラル連携体制（出生直後の新生児の搬送・受入れ体制含む）、医療従事者の職種ごとの人数、組織体制・権限・人員構成、保有機材名称、近年の財政・予算状況等）
  - ・医療サービスの提供状況、技術水準
  - ・人材の雇用・配置・育成の状況

- ・対象病院周辺及び対象地域の地理的情報（地理的状况、年齢別人口、管轄地域・人口、アクセスなど）
- ・近隣の病院や同レベル病院の医療サービス提供状況（活用状況、機材品目、仕様、提供サービス）
- ・維持管理体制（人員配置・予算確保の状況、病院内の研修制度の状況、修理や消耗品等の追加的購入が必要になった際の対応フロー、予防メンテナンスの状況、維持管理実施の実状、機材の廃棄状況等）
- ・他機関や自己資金による対象病院の整備計画有無の確認。整備計画がある場合にはその内容の確認
- ・同州で実施中の技術協力プロジェクト「パンジャブ州母子保健強化プロジェクト」について、本事業の効果発現に資するような連携可能性等についての検討

#### （４）自然状況調査

☒概略設計、施工計画、積算について必要な精度を確保し、また事業により新設・拡張・附帯される施設・設備が自然・社会・生活環境に及ぼす影響を適切に予測し、その影響を回避／最小化する設計・施工を検討するため、以下に示す現地条件調査等を行う。

##### ① 地盤調査

目的：地下の地盤情報の把握及び計画建物の支持層想定のため、地盤強度に関する情報を得る。

方法：

##### ・ボーリング

地盤情報（土質分類、地層構成、地下水位など）を把握することを目的とし、支持層とみなすことができる地層に到達後更に5 mまで行う。

##### ・サウンディング：

基礎設計のための地盤強度に関する情報を得ることを目的とし、標準貫入試験（深度1 m毎）による。

##### ・サンプリング：

標準貫入試験時にサンプラーに得られる乱されたサンプルを採取し、カラー写真に記録すると共に、含水率ができるだけ変化しないようフタ付き透明密閉容器に入れラベリングし（案件名、採取日、調査孔番号、標本番号、採取深度、土質名、N 値等）、調査孔毎に深度順に標本箱に並べて整理し、少なくとも本工事の掘削工事が完了するまでコンサルタントの責任で保管する（標本）。

粘土層等の軟弱層で、基礎設計のため、より詳細な土質の把握が必要な場合、乱さないサンプルを採取し（試料）、必要なラボ試験を実施する（必要な試験項目



についてはコンサルタントが判断)。

・ 立ち合い・確認

地盤調査においてはコンサルタント団員による立ち合い確認を行い、コンサルタントは責任を持って標本と柱状図の照合確認を行う。

・ 成果品：

柱状図

標準貫入試験結果 (N値)

標本及び写真

試料及び土質試験結果一覧

② 地中埋設物・障害物調査<sup>3</sup>

対象施設の工事に当たり、撤去や移設が必要となる地中埋設物や障害物に係る調査を行う。ここで想定する埋設物・障害物は、過去の建造物の基礎、機能していない残存する地中埋設配線・配管やそれに関連する設備等(柵、ハンドホール等)を指す。以下の方法により実施する。

文献・資料・聞き取り調査：当該サイトの履歴について、関係者への聞き取りや設計図などの資料調査を通じ、その有無の可能性や位置を把握する。

文献調査に加え、以下の調査を行うことを検討する

地下埋設物探査：金属探査や超音波探査などを活用し、地下埋設物の有無や状況などを確認する。

試掘調査：実際にサイト内で深さ2m程度の試掘を行う。位置や箇所数並びに実際の掘削深度はコンサルタントが判断する。

試掘により埋設物・障害物の存在が確認された場合は調査を継続し、その範囲、厚さ、深さ等についてその全容を把握する。

試掘時の状況は写真撮影すると同時に、平面測量図に試掘箇所を明示した試掘結果報告を作成する。)

(5) サイト状況調査

☒本業務では設置・維持管理計画の検討に必要な条件を把握するため、資機材の整備状況に関する以下の調査を行う。

① 既存機材状況調査

既存機材の稼動状況、故障の規模、利用状況、維持管理体制、運用状況等

② 設置予定場所状況調査

<sup>3</sup> 提案を求める事項の1。提案を求める背景：増改築されている施設のため、インフララインの正確な位置を病院が把握できていない可能性もあるため対象施設の工事に当たり、撤去や移設が必要となる地中埋設物や障害物に係る調査を行う。ここで想定する埋設物・障害物は、過去の建造物の基礎、機能していない残存する地中埋設配線・配管やそれに関連する設備等(柵、ハンドホール等)を指す。

設置予定場所の広さ、機材配置、空調、電力（停電対策含む）等

③ 地形・地質測量

(6) 環境社会配慮にかかる調査

☒本業務では当該項目は適用しない。

(7) ジェンダー視点に立った調査・計画

☒本業務では以下の対応を行う。

① 事業内容への反映の検討

- 実施機関と議論を行い、ジェンダー課題やニーズに対応するための設計、施工、運用時の対応を検討し、導入に努める。
- 設計段階の配慮例：女性のニーズに留意した施設や設備の設置

(8) 障害配慮に関する検討・計画

☒本業務では以下の対応を行う。

- 本事業の実施において、障害等に配慮したアクセシビリティの確保や、障害を理由とした差別や排除がなされないような設計・運用に関する提案を行う。
- 実施機関と議論を行い、事業計画内に障害等への配慮する対応を盛り込む。

(9) 気候変動対策案件としての検討

☒本業務では気候変動対策（適応策）及び緩和策は適用しないが、施設の整備に際してはパキスタン国省エネルギー建設基準（Pakistan BCP-EP-2011）を参照し、断熱や遮熱による冷房効率の向上、庇による日陰の確保や花ブロックの活用による通風経路の確保等、省エネルギーにつながる計画を構造とすることを検討する。可能であれば、既存の建物と、今回の提案する建物とではランニングコストがどれくらい違うのか、シミュレーションを報告書に記載する。

(10) 調達事情調査<sup>4</sup>

☒本事業実施に必要な資機材、労務について、現地調達や第三国調達の可能性を検討し、以下を調査する（調達先、調達方法、調達期間、調達価格、品質等）。

- ① 現地国内及び第三国における輸送状況の調査
- ② 第三国を通過する場合を含めた通関手続き、免税手続きの整理
- ③ スペアパーツの入手方法、アフターサービス体制の最新調達事情の調査

<sup>4</sup> 提案を求める事項の3。提案を求める背景：最近の無償資金協力では調査時点と実施段階での価格変動差が大きく、実施段階での内容見直し（スコープカット）が生じることもあるため。実施段階での検討がしやすいように必要性、理由、優先順位などをどのように整理するか確認したいため。

- ④ 第三国調達の可能性の検討
- ⑤ 調達上の留意事項のとりまとめ
- ⑥ 調達、据付に関する、日本側と相手国側負担事項の区分の明確化
- ⑦ 上記を踏まえた調達方針及び調達計画の策定

#### (1 1) 施設、整備、機材計画調査

☒既存施設の使用状況・維持状況や機材の名称・種類・仕様・数量、使用状況、維持管理状況、今後の整備計画等を調査し、適切な事業規模・対象サイトの選定に必要な検討を実施する。

- 検討結果を施設計画、機材・資材調達計画に反映する。日本製の機材を活用することが品質確保やライフサイクルコスト等の観点から望ましい場合は、積極的に活用することを検討する。
- 施設の整備に際してはパキスタン国省エネルギー建設基準（Pakistan BCP-EP-2011）を参照し、断熱や遮熱による冷房効率の向上、庇による日陰の確保や花ブロックの活用による通風経路の確保等、省エネルギー構造とすることを検討する。可能であれば、既存の建物と、今回の提案する建物とではランニングコストがどれくらい違うのか、シミュレーションを報告書に記載する。
- 施設計画については、複数の代替案を検討する。既存の施設の解体を含む提案については、解体により病院機能が低下しない点の説明も含める。
- 稼働している病院の敷地内での事業となることから、工事期間中の病院機能の維持、入院・通院患者への影響回避、安全確保のために必要な措置を確認する。

#### (1 2) 基本計画／概略設計図の作成

☒本業務では以下の対応を行う。

- 概略設計方針に基づき、本事業の基本計画を整理、確定し、これに基づき概略設計図を作成する。概略設計図には、施設／構造物全体の平面図／縦断面図／標準断面図の図面を含める。
- 基本計画の整理、確定にあたり、その検討内容や最終判断の理由等を整理する。

#### (1 3) 施工計画／施工監理計画の立案

☒以下の施工計画について検討・整理する。

##### (ア)施工方針

- (イ) 施工上の留意事項
- (ウ) 施工区分（相手国負担工事との区分）
- (エ) 品質管理計画
- (オ) 資機材調達計画
- (カ) 仮設計画（必要に応じて）
- (キ) 実施工程
- (ク) 資材ヤード・建設ヤード等の用地候補に係る検討
- (ケ) 施工期間中の通行の確保・交通安全等への配慮

☒ 本事業の施工監理計画についても、概略設計と施工計画を踏まえ、コンサルタントが行う施工監理の方針、体制、方法を整理する。

#### (14) 事業の維持管理計画の立案

☒ 本業務では以下の対応を行う。

- ① 本事業での整備対象施設に関する維持管理について、人的リソース、技術力、財政状況などを調査したうえで、毎年必要な点検・維持管理業務と数年単位で必要な維持管理業務に分類して整理する。
- ② 維持管理業務の実施体制・方法及び事業の維持管理費、更新費用を検討する。

#### (15) 技術支援計画の検討、計画策定

☒ 本業務では以下の対応を行う。

- ① 本事業で整備する施設及び／もしくは機材の運用維持管理を効率的に行うために必要となるソフトコンポーネント等の技術支援の必要性を精査し、必要と認められる場合には計画内容を検討する。検討に際しては「ソフトコンポーネント・ガイドライン」に基づき、ソフトコンポーネント計画書を作成し、発注者の承諾を得る。
- ② ソフトコンポーネント計画の内容について、概略設計時に相手国政府・実施機関と概ね合意を得て議事録に記載する。

#### (16) 施工時の工事安全対策に関する検討

☒ 本業務では以下の対応を行う。

- 施工時の工事安全対策に関する情報は同事務所にて蓄積していくことが望ましいため、現地調査開始時点で同事務所とすり合わせし、相手国政府・実施機関等から入手あるいは照会が必要な情報について同事務所に照会する。また、現地調査終了時には必ず同事務所に報告を行う。
- 施工計画の策定に際して、安全管理ガイダンスの安全施工技術指針及び収集した

相手国の工事安全、労働安全衛生に関する法律・基準に留意するとともに、最近の既往調査の事例も踏まえた上で必要な安全対策を概略設計に反映する。

#### (17) 案件別安全対策検討シート（案）の作成

☒本業務では以下の対応を行う。

- 発注者から提供される「安全対策ガイダンス」も参考にしつつ、事業実施時に必要となる治安上の安全対策を検討し、案件別安全対策検討シート（案）を作成する。

#### (18) 内部照査の実施

☒本業務では当該項目は適用しない。

#### (19) 相手国負担事項の整理

☒本業務では以下の対応を行う。

- ① 我が国無償資金協カスキームを踏まえ、本事業で協力対象とする範囲と、予定されている相手国側負担事項との責任分担の考え方を現地調査時に相手国側実施機関へ明確に説明する。
- ② 相手国側負担事項<sup>5</sup>（用地確保、便宜供与、各種建設許可の取得、道路ユーティリティ（支障物件）の移設、交通規制、環境社会配慮に係る手続き等）のプロセス、実施のタイミング、各手続きにおける関係省庁、費用を明確にし、進捗管理表を作成して、その着実な実施を相手国政府・実施機関に要請し、個別に書面にて確約を取り付ける。
- ③ 相手国側負担事項については、相手国側の実情を踏まえつつ実施可能なものとなるよう留意し、調査実施の早期の段階から相手国側及び発注者と十分に調整を重ねた上で検討する。

#### (20) 免税情報の収集・整理

☒本業務では以下の対応を行う。

- ① 免税措置等に関し、当該事業実施において関係する主要税目<sup>6</sup>を対象に、それぞれの税の名称、税率、計算方法、根拠法等を調査する。主要税目は、以下を含む。

<sup>5</sup> これら調査の結果は無償資金協力として事業を実施する際の相手国側負担事項としてに記載され、実施のタイミングや予算の概算と共に、事業実施時の相手国負担事項の根拠ともなる。なお、この情報は詳細設計時にさらに精査・更新されていくものである。

<sup>6</sup> 無償資金協力事業では免税が原則である。

- 法人の利益・所得に課される税金（法人税等）
  - 個人の所得に課される税金（個人所得税等）
  - 付加価値税（VAT 等）
  - 資機材の輸入に課される税金や諸費用
  - その他当該事業実施において関係する主要税目
- ② 各税目について、受注企業が免税（事前免税、事後還付、実施機関負担等）を確保するために必要な手続き（申請先、手順、所要期間等）について調査する。過去に免税措置に関する問題があった場合は、その状況を詳しく調査する。
  - ③ 国内においても、過去に案件を実施した経験のある本邦企業に対して、一般社団法人海外建設協会(OCAJI)等を通じてヒアリングを行い、免税情報を収集する。
  - ④ 対象国の免税情報については、発注者が過去に取りまとめた免税情報シートがあるため、同シートをもとに調査の上、更新する。
  - ⑤ 免税情報は発注者の現地事務所にて蓄積していくことが望ましいため、調査開始時点で同事務所に照会し、同事務所が有する情報を入手し、情報アップデートを行う。設計・積算前の現地調査終了時には必ず同事務所へ報告する。その際、更新した情報と併せて、相手国政府・実施機関と面談した際の情報（面談相手、内容、連絡先等）も提出する。

## （2 1）現地調査結果概要の作成・説明

☒本業務では以下の対応を行う。

現地調査後、10 日以内に現地調査結果概要を作成し、帰国報告会にて説明する。

## （2 2）概略事業費の算出<sup>7</sup>

- ① 我が国の無償資金協力の対象として計画する本事業の概略事業費を積算・設計にかかるガイドライン等を参照して積算する<sup>8</sup>。
- ② 積算の結果を「概算事業費積算内訳書」にとりまとめて発注者に提出する。
- ③ 概略事業費の算出にあたり、コスト縮減の可能性を十分に検討する。

<sup>7</sup> 提案を求める事項の3。提案を求める背景は脚注4のとおり。

<sup>8</sup> 積算にあたっては、同積算の結果が無償資金協力の事業費算定の根拠となることを踏まえて、調査・設計の妥当性を良く検討し、資料の欠落や誤植・違算を防止するとともに、過不足のない適正なものになるよう留意する。

### (23) 想定される事業リスクの検討<sup>9</sup>

☒本業務では以下の対応を行う。

- 事業実施中、事業実施後に想定される各種リスクを特定し、対応策（リスクの管理や軽減策）を検討する。特に事業実施中のリスクについては、それらをコントロールする手法について検討する。
- また、事業実施後に想定されるリスクの軽減策については、詳細設計やソフトコンポーネントでの対応によるリスク軽減策等、ハード面、ソフト面の双方について検討する。

### (24) 事業の評価指標の検討<sup>10</sup>

- 事業の評価を妥当性と有効性に分類して整理する。
- 有効性については、①定量的効果、②定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標を設定し、事業完成後約3年をめどとした目標年の目標値を設定する。設定の際は資金協力事業の開発課題別指標例を参照する。

### (25) 事業概要の本邦企業への説明

☒本業務では当該項目は適用しない。

### (26) 協力準備実施報告書（案）の作成

- 調査全体を通じ、その結果を協力準備調査報告書（案）として取り纏め、内容について発注者とすり合わせる。

### (27) 協力準備調査報告書（案）の説明

☒本業務では以下の対応を行う。

- 概略事業費を含めた協力準備調査報告書（案）の内容を相手国政府・実施機関等に説明する。
- 相手国側による事業の技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・検討する（特に、事業実施における維持管理体制の整備や環境社会配慮等）。
- 協力準備調査報告書は、調査後速やかに概略事業費の記載を除く内容、本事業に関する業者契約認証後には概略事業費を含む全内容を公表することを、相手国政

<sup>9</sup> 提案を求める事項の3。提案を求める背景は脚注4のとおり。

<sup>10</sup> 提案を求める事項の2。提案を求める背景：別紙のとおり、手術件数やNICU受入れ件数を想定しているが、これらは事業効果と関わらず、患者数の増減にも影響されるため、本事業の前後比較により適した指標があれば具体的に提案いただきたい。

府・実施機関等に説明する。

#### (28) 準備調査報告書の作成

- 相手国政府・実施機関等への協力準備調査報告書（案）の説明を踏まえ、協力準備調査報告書を完成させる。
- 本業務完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として協力準備調査報告書（先行公開版）<sup>11</sup>も作成する。

#### (29) 収集情報・データの提供

☒本業務では以下の対応を行う。

- 業務のなかで収集・作成された調査データ（一次データ）、数値データ等について、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法（Web へのデータアップロード・直接入力・編集可能なファイル形式での提出等）で、適時提出する。
- 位置情報の取得は、可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。位置情報が含まれるデータについては次の様式に従い発注者に提出する。
- 位置情報の含まれるデータ形式：KML もしくは GeoJSON 形式。ラスターデータに関しては GeoTIFF 形式。（Google Earth Engine を用いて解析を行った場合は、そのコードを事業完了報告書に合わせ提出する。）

#### (30) PC-1 承認に向けた情報収集・資料作成

先方政府内における開発事業の承認のために概略設計協議調査後を目途に実施機関が作成する事業計画（以下、PC-1：Planning Commission Form 1）について、作成に必要な情報（事業の範囲や規模・内容等）を収集・整理し、実施機関に適時提供する。PC-1 の承認プロセスにおいては、承認機関から実施機関に対し追加資料の依頼やコメントがあった場合には、実施機関の求めに応じ、実施機関に対し情報提供や資料作成を行う。日本政府での事業実施に係る検討や先方負担事項の実施は PC-1 承認後に可能となるため、遅くとも概略設計ドラフト説明後 2 か月以内を目途に承認が得られるよう留意し、調査の初期段階から必要な情報提供を行う。

### 第5条 成果品

- 業務の各段階において作成・提出する報告書等及び数量（部数）は次表のとおり。提出の際は、Word 又は PDF データも併せて提出する。最終成果品の提出期限は履

<sup>11</sup> 協力準備調査報告書には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。



行期間の末日とする。なお、数量（部数）は、発注者へ提出する部数であり、相手国実施機関との面談等に必要な部数は別途受注者が用意する。

- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくは相手国実施機関等の第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。
- 調査データの取得に当たっては、対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権照会する。関連する法令が存在しない場合あるいは法令の適用有無が判断できない場合、調査実施地域の管轄機関に当該協力準備調査で取得したデータの所有権及び利用権について調査する。照会の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。

#### 本業務で作成・提出する報告書等及び数量

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	契約締結後 10 営業日以内	日本語	電子データ	1
インセプション・レポート	初回現地調査前	英語	電子データ	1
現地調査結果概要	現地調査後	日本語	電子データ	1
協力準備調査報告書（案）	解析後	日本語	電子データ	1
		英語	電子データ	1
デジタル画像集	概略設計協議 調査後	日本語	電子データ	1
進捗報告書 <sup>12</sup> の初版	概略設計協議 調査後	日本語	電子データ	1
免税情報シート	概略設計協議 調査後	日本語	電子データ	1
案件別安全対策検討シート（案）	概略設計協議 調査後	日本語	電子データ	1
概略事業費積算内訳書	概略設計協議 調査後	日本語	電子データ	1
機材仕様書	概略設計協議 調査後	日本語	電子データ	1
		英語	電子データ	1

<sup>12</sup> Project Monitoring Report（PMR）

概要資料	概略設計協議 調査後	日本語	電子データ	1
協力準備調査報告書 (先行公開版)	契約履行期限末日	日本語	CD-ROM	2
		英語	CD-ROM	2
協力準備調査報告書 (最終成果品)	契約履行期限末日	日本語	CD-ROM	2
		日本語	製本	5
		英語	CD-ROM	2
		英語	製本	5
調査データ	契約履行期限末日	作成言語	電子データ	1

記載内容は以下のとおり。

(1) 業務計画書

共通仕様書第6条に記された内容 他

(2) インセプション・レポート・現地調査結果概要・協力準備調査報告書(案)、概略事業費積算内訳書、デジタル画像集、免税情報シート、協力準備調査報告書「無償資金協力にかかる報告書等作成のためのガイドライン」に示された内容 他

(3) 概略事業費積算内訳書・機材仕様書

設計・積算にかかるガイドライン等に示された内容

(4) 進捗報告書の初版

「進捗報告・Project Monitoring Report(PMR)」に示された内容

(5) 調査データ

- 位置情報<sup>13</sup>の含まれるデータは、KML もしくは GeoJSON 形式。
- ラスターデータに関しては GeoTIFF 形式。
- Google Earth Engine を用いて解析を行った場合は、そのコードを含めたもの。

<sup>13</sup> 位置情報の取得は可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。

## 第6条 再委託

☒本業務では、以下の業務について、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認める。

再委託契約の仕様・想定規模は以下のとおり。

	項目	仕様	数量	見積の取扱
1	地形調査	建設予定敷地内 平板測量、縦横断測量	一式	定額見積
2	地質調査	建設予定敷地内ボーリング調査（深さ1 5m）2か所程度 標準貫入試験、室内 試験等	一式	定額見積
3	埋設物調査	第4条業務内容（4）「自然状況調査」 ②「地中埋設物・障害物調査」のとお	一式	定額見積

## 第7条 機材の調達

☒本業務では、機材調達を想定していない。

## 第8条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者が受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

## 1. 基本情報

- (1) 国名：パキスタン・イスラム共和国
- (2) プロジェクトサイト／対象地域名：パンジャブ州ムルタン県（1,226万人）
- (3) 案件名：南パンジャブ地域小児保健医療施設拡充計画  
（The Project for the Extension of Child Health Care Facilities in Southern Punjab）
- (4) 事業の要約：パンジャブ州ムルタン県の公的三次医療施設であるムルタン小児病院を対象に診断・治療に必要な施設及び医療機材の整備を行うもの。

## 2. 事業の背景と必要性

- (1) 当該国における保健セクターの現状・課題及び本事業の位置付け

パキスタン（以下、「同国」という。）の母子保健については、新生児死亡率が出生 1,000 件中 39 件（世界平均 17 件）、乳児死亡率は出生 1,000 件中 53 件（世界平均 28 件）、5 歳未満児死亡率は出生 1,000 件中 63 件（世界平均 38 件）となっている（UNICEF、2023 年）。パンジャブ州はいずれの死亡率も国より高く、特に同州南部では、州の死亡率を上回る県が半数近くあるなど（パンジャブ州複数指数クラスター調査、UNICEF、2017-2018 年）、母子保健の改善が喫緊の課題となっている。かかる状況に関し、パンジャブ州政府は、「パンジャブ州保健セクター戦略（2019-2028）」において、母子保健サービスの質の向上及びアクセス向上を目指し、包括的緊急産科ケアを提供している医療施設のサービス提供体制の強化や、三次医療施設における患者中心ケアの強化の必要性を掲げている。

三次医療施設であり、新生児・小児専門病院である「ムルタン小児病院」では、同州南部の他、バロチスタン州南東部、シンド州北部、ハイバル・パフトウンハー州南部の近隣地域を含めた広範囲からの重症患者を受け入れている。また、新生児・小児のトップリファラル病院として周辺の三次医療施設からも患者を紹介・搬送されている。患者数に対して、外来・救急受入スペースが不足しており救急外来には患者が溢れている。病床については、通路や中庭を使って拡大し、526 床を稼働している（2022 年時点。1998 年認可時の病床数は 320）。また、リスクの高い新生児は新生児集中治療室で治療しているが、患者数に対しスペース・機材が十分でないため、一般の集中治療室で治療している新生児や、1 つの保育器で 2 名の新生児が保護されることもあるなど、サービスの量・質共に課題がある。加えて、同病院は災害拠点病院としての機能を有しており、2022 年の洪水発生時には他州から延べ約 2,300 人の患者を受入れるとともに、同病院関係者を近隣州の被災エリアに派遣し医療支援等を行った。同国政府の発表した復興支援計画「Resilient, Recovery, Rehabilitation, and Reconstruction framework Pakistan (4RF)」(2023 年 1 月)では災害に備えた保健医療施設の機能強化を掲げられており、同計画にそって同病院の被災した新生児・小児に対する医療サービス提供機能を強化する必要性も想定される。

「南パンジャブ地域小児保健医療施設拡充計画」（以下、「本事業」という。）は、パンジャブ州ムルタン県の公立三次医療施設であるムルタン小児病院を対象に、ハイリスク新生児・小児に対する診断・治療に必要な施設及び医療機材の整備を行うことにより、同病院の診断・治療体制の強化及び災害拠点病院としての更なる機能強化を図るものである。同州と隣接州に広く裨益し、小児保健医療サービスの質の向上にも資する本事業は同国の保健セクターにおける重要事業と位置付けられる。

(2) 保健セクターに対する我が国及び JICA の協力量針等と本事業の位置付け（特に自由で開かれたインド太平洋（FOIP）等の主要外交政策との関連）

対パキスタン・イスラム共和国国別開発協力量針（2018年2月）の重点分野として「基礎的保健医療サービス確保」を掲げており、対パキスタン・イスラム共和国 JICA 国別分析ペーパー（2022年10月）にて「保健プログラム」が重点分野であると分析している。

また、JICA 課題別事業戦略「保健医療」の中で掲げるクラスター事業戦略「中核病院診断・治療強化」及び「母子手帳活用を含む質の高い母子継続ケア強化」に基づき、母子保健を中心とした保健医療サービス強化に向けた支援に取り組む方針を定めている。FOIP では、国際保健への取り組みが挙げられており、同地域の保健医療分野における連携協力による「強靱・持続可能な社会」の実現を目指している。

COP27（2022年11月）及び洪水復興支援国会合（2023年1月）では洪水復興支援の展開が求められ、同国外務大臣来日時（2023年7月）には保健分野に対する支援要望が寄せられており、本事業はこれら方針、分析に合致する。

(3) 他の援助機関の対応

パンジャブ州では、国連児童基金（UNICEF）、世界保健機関（WHO）等が医療サービス向上を支援した他、UNICEF が妊産婦と5歳未満児の健康記録を推進する取組を実施中。世界銀行（WB）は24時間受入体制を有する施設の新築・改修を実施中（2020年-2025年）だが本事業の対象県との重複はない旨、確認済。また2022年洪水復興支援の観点では、国連開発計画（UNDP）やWBがWHOと連携し4RFの策定を支援。

(4) 本事業を実施する意義

本事業は、ムルタン小児病院において、施設及び医療機材の整備を行うことにより、ハイリスク新生児・小児に対する医療サービスにかかる診断・治療の強化を図り、小児保健医療サービスの質の向上を図るものであり、また我が国の政府方針「仙台防災協力イニシアティブ」に基づき、災害に強いライフライン施設の機能強化に貢献するものである。我が国の協力量針、同国の復興ニーズに合致し、保健サービスへのアクセスの向上を通じて、SDGsのゴール3（健康な生活の確保と福祉の推進）、ゴール5（ジェンダー平等の達成）、また将来的な災害に備えた医療施設の機能強化を通じてゴール13（気候変動とその影響への緊急の対処）に貢献することから、本事業の実施を支援する必要性は高い。

### 3. 事業概要

(1) 事業概要

①事業の目的

パンジャブ州ムルタン県のムルタン小児病院を対象にハイリスク新生児・小児に対する診断・治療に必要な施設及び医療機材の整備を行うことにより、同病院における診断・治療体制の強化及び災害拠点病院としての機能向上を図り、もって小児保健医療サービス全体の質の向上に寄与するもの。

②事業内容（詳細は協力準備調査にて確認）

ア) 施設、機材等の内容

【施設】新生児集中治療室、集中治療室手術室、検査室、画像診断室、救急病棟等の整備

【機材】超音波診断装置、一般 X 線撮影装置、保育器、患者監視装置、人工呼吸器、手術関連機材等

イ) コンサルティング・サービス/ソフトコンポーネントの内容

詳細設計、入札補助、施工・調達監理、機材の運営・維持管理に係る研修

ウ) 調達・施工方法：資機材は原則、現地調達とし現地調達が困難な一部の資材は日本調達とする。機材は原則、本邦調達とし日本又は同国で調達困難な機材は第三国調達とする。（詳細は協力準備調査にて確認する）

③本事業の受益者（ターゲットグループ）

直接受益者（約 4 万人/年間）：パンジャブ州保健局及び対象医療施設関係者・利用者

最終受益者（約 6,000 万人）：パンジャブ州南部及び周辺州（シンド州北部、バロチスタ

ン州南東部、ハイバル・パフトウンハー州南部）の住民

④ 他の JICA 事業との関係

パンジャブ州では、実施中技術協力「パンジャブ州母子保健強化プロジェクト」（2021 年～2025 年）を通じ、一次医療施設の医療従事者、女性保健訪問員等の妊産婦・新生児ケアに関する能力強化に加え、同州の保健行政担当者の監督機能強化に取り組中。本事業にて、教育機関であるムルタン小児病院に対する施設整備及び機材供与を行うことにより、新生児に対する保健医療サービス強化のための研修の質の向上や、一次・二次医療施設から搬送された患者が同病院で質の高い医療サービスを楽しみ、新生児期から幼児期までの包括的なケア体制の構築に寄与することが期待される。

(4) 事業実施体制

① 事業実施機関／実施体制：パンジャブ州保健局（Health Department, Government of Punjab）

② 他機関との連携・役割分担：同地域において協力を実施している他援助機関等との重複がないよう留意すると共に、相乗効果の発現を図る。連携・役割分担について詳細は協力準備調査にて確認する。

③ 運営／維持管理体制：本事業の運営維持管理は、パンジャブ州保健局及びムルタン小児病院が担う。日常的な機材の管理は同病院が行う想定であるため、同医療関係者の技術レベルに適合した機材を整備すると共に、実施機関の財務状況・運営能力、供与機材の維持管理体制、現地代理店の対応能力等についても確認する。

(5) 安全対策：調査において事業を実施する際に予見される脅威とこれへの対策の検討に必要な情報を収集し、対策を検討する。

(6) 環境社会配慮 カテゴリ分類 A B C FI

(7) 横断的事項：特になし。

(8) ジェンダー分類：【確認中】 GI（ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件）

<分類理由>協力準備調査にて、母親のプライバシーに配慮した施設整備や、調達機材の運用・保守管理への女性の参加の促進などジェンダー主流化ニーズを確認する予定のため。

(9) その他特記事項：特になし。

#### 4. 事業効果

##### (1) 定量的効果

指標名	基準値 (2022年実績 値)	目標値(2032年) 【事業完成3年 後】
新生児・小児を対象とした手術件数(件/年)	約7,000	約9,360
新生児を対象としたNICU受入件数 (件/年)	約230	約365

(2) 定性的効果：対象医療施設におけるハイリスクの新生児・小児への医療サービス提供体制の強化。災害時における災害拠点病院としての被災者への支援サービスの充実。患者満足度の向上。

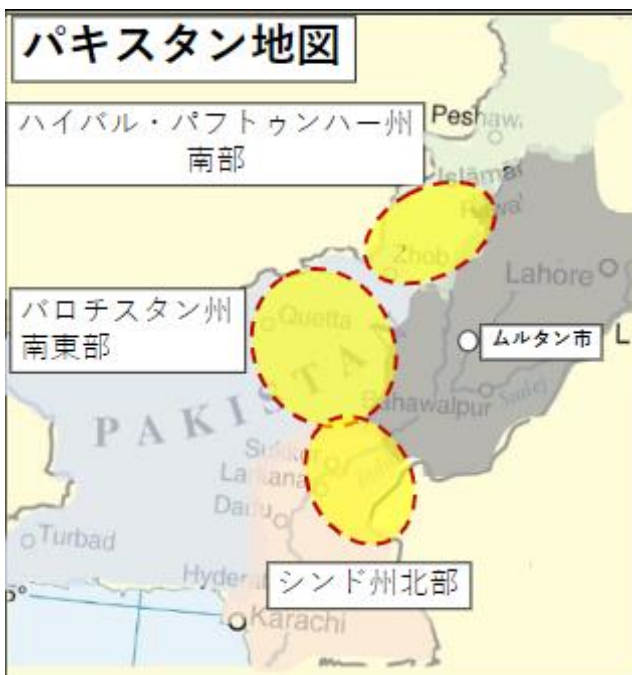
#### 5. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

同国無償資金協力「イスラマバード小児病院改善計画」(評価年度2011年)の事後評価では、機材の維持に必要な技術要員の配置不足や予算不足により重要機材・スペアパーツの適時の更新に問題が生じたことから、維持管理予算の適切かつ持続的な確保のための努力継続が提言されている。本事業では、同国政府による事業計画作成にあたり、各病棟に配置すべき人材数と運営維持管理に必要な予算について確認を行うこととする。

[別添資料] 地図

別添

南パンジャブ地域小児保健医療施設拡充計画 地図



出典：国連作成地図を加工。  
 免責：本地図上の表記は図示目的であり、いずれの国及び地域における、法的地位、国境線及びその画定、並びに地理上の名称についても、JICA の見解を示すものではありません。  
 Disclaimer: This map is only for illustrative purposes and does not imply any opinion of JICA on the legal status of any country or territory, the border line of any country or territory or its demarcation, or the geographic names.



出典：Google map



## 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

評価対象とする類似業務：医療施設・医療機材整備

##### 2) 業務実施上のバックアップ体制等

##### 3) その他参考となる情報

#### (2) 業務の実施方針等

##### 1) 業務実施の基本方針

##### 2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

##### 3) 作業計画

上記1)、2) での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量（人月）及び担当業務従事者の分野（個人名の記載は不要）を記述して下さい（様式4-3の「要員計画」は不要です）。

##### 4) 業務従事予定者ごとの分担業務内容（様式4-4）

##### 5) 現地業務に必要な資機材

##### 6) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合）

##### 7) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する業務の経験を記載願います。

・評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

##### 2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類等は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付の目安（2号）】

- ① 対象国及び類似地域：パキスタン国及び全途上国
- ② 語学能力：英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

## 2. 業務実施上の条件

### （1）業務工程

2024年4月 事前準備を開始する。5月以降に第1回現地調査を行い、パキスタン保健医療セクターの現状及び最新の関連開発計画の確認、概略設計や報告書案の作成に必要な調査、関係者との協議、関連情報の情報収集を行う。その後、解析作業として概略設計の策定、概算事業費の積算、準備調査報告書（案）の作成を行い、2024年12月頃に第2回現地調査で調査報告書案や先方負担事項等について、先方関係者への説明及び協議を想定する。また2025年1月に概要資料を、2025年4月に準備調査報告書を含む成果品を作成・提出することを想定する。

本業務工程は現時点の想定である。なお積算審査は第2回現地調査までに完了することを基本とするものの、積算審査未了の状況で第2回現地調査を行うことも可とする。ただし、この場合でも概要資料提出前までには積算審査を完了するとともに、第2回現地調査後でも積算審査結果に基づく協力内容見直し等に対応できるようにすること。

### （2）業務量目途

#### 1) 業務量の目途

約15.07人月

#### 2) 渡航回数を目途 全11回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

### （3）現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

建設予定地の状況調査（地質調査、地形調査、埋設物調査）

### （4）配付資料／公開資料等

#### 1) 配付資料

保健医療分野における技術協力と連携した無償資金協力戦略的活用のための情報収集・確認調査（未定稿、パキスタン部分のみ）

## 2) 公開資料

- 案件概要書（外務省ホームページ）

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/100593951.pdf>

- 「協力準備調査設計・積算マニュアル（試行版）」（2009年3月）、「補完編（建築分野）」及び「機材編集」（2023年4月）

[https://www.jica.go.jp/activities/schemes/grant\\_aid/guideline/plan\\_man.html](https://www.jica.go.jp/activities/schemes/grant_aid/guideline/plan_man.html)

「開発途上国のレベルに応じた日本の病院施設・技術の適用 基礎研究報告書」（2016年6月）

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000034237.html>

## (5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	無
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

## (6) 安全管理

### 1) 事前準備

- ① JICA への渡航承認申請は2週間前までに行うこと。
- ② 渡航前に安全管理部からブリーフィング（又は電話ブリーフィング）を受けること（渡航地がイスラマバード首都圏のみの場合も受けること）。
- ③ 災害補償保険（戦争特約）に加入が必要な地域のため、同保険加入に係る必要経費を定額計上とし、契約締結時に契約金額に加算して契約します。
- ④ パキスタンは、外務省による危険情報レベル2以上に該当しており、現地渡航の1か月前を目途に、JICAが指定する様式で必要情報（旅程、用務先、渡航者情報）をJICAに提出し、JICAによる承認を得ることが渡航の条件となる。申請後の旅程変更は、承認がされない可能性がある。また、渡航後もJICA

の指示により、現地での活動が制限を受ける可能性がある点は留意すること。  
なお、現地渡航に係る承認プロセス等は、今後の情勢を踏まえ、変更する可能性がある。

## 2) 行動規範

### ① 基本行動

- (ア) 軍・警察・司法・宗教関係の施設や宗教行事、不特定多数が集まる施設を避けること。(テロ回避)
- (イ) 欧米系ホテル・施設、欧米人が多く集まるレストラン等を避けること。(テロ回避)
- (ウ) 移動時には車両を使用する。人気のない場所及び夜間の一人歩きはしないこと(誘拐・一般犯罪対策)

### ② マーケット

現在、時間制限は敷いていないが、以下のことに注意すること。また、スリの被害が生しているので周囲に十分注意すること。

- (ア) 頻繁に立ち入らないこと。
- (イ) 立ち入る際には廻りの様子に十分注意して用事は手短に済ませること。
- (ウ) なお、イスラマバードのアップラマーケットについては集会が頻繁に行われること、また一般犯罪も多発していることから立ち入りは禁止。

## 備考

軍・警察・司法・宗教(シーア派モスク、イスラム聖廟等)関係を狙った治安事件が続いているので、これら施設には近づかないよう、十分に注意すること。また、反政府デモ等群衆の集結地点には絶対に近づかないこと。

### ③ オペレーションルーム

パキスタン事務所ではオペレーションルームを設置している。全 JICA 関係者(調査団のメンバーは代表者の方が取りまとめる)、①毎日の定時連絡(19:00~21:00)、②都市間移動時の連絡、③パキスタン入国時、の各々の場合でオペレーションルームへの連絡が必要となる。

### ④ その他

米、西洋諸国及びサウジアラビア国関連施設(大使館・領事館)は避けること。もし業務上、それら施設への訪問が必要な場合は、事務所に相談すること。

外出する際には、必ず身分証明書(パスポート或いはカラーコピー等)を携帯すること。

空港を利用する際、出発/到着ロビーは相対的に脆弱なエリアであるため、滞在時間を最小限にすること。

肌の露出の多い服装を控え目立たないようにすること。

### ⑤ 外出

移動は原則として用務先、宿泊先およびプロジェクトサイト等に限定するとともに、不要・不急の外出を避けること。特に、夜間の外出は最小限にとどめること。

#### ⑥ 移動手段

陸路移動は車両を使用する。移動中はドアをロックし、移動ルートを不定期に変更し、不審車両による追跡がないか等細心の注意を払うこと。なお、カラチでは宿泊施設と事務所間の移動を含むすべての移動にあたりランドクルーザー相当の車両を使用し、常に武装警備を同乗させること。

空路移動は原則パキスタン航空（PIA）を利用するものとするが、フライトスケジュール（欠航・遅延含む）等の事情により PIA が利用できない場合はシャヒン航空及びエアブルーの利用も可とする。

調査対象地域内の移動にはランドクルーザー相当の車両を使用し、武装警備を同乗させるよう事前に手配すること。

調査対象地域内を車両で移動する際も、常に武装警備を同乗させること。

#### ⑦ 連絡手段

携帯電話は常に出来る状態にしておくこと（安否確認を要する治安事件が発生しているため）。

### 3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

### 4. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2023年10月版）」を参照してください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

#### (1) 報酬について

本件業務については、「紛争影響国・地域における報酬単価の加算」の対象としますので、月額報酬単価の上限額が加算されます。「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」の「別添資料2：報酬単価」より、「紛争影響国・地域における報酬単価（月額上限額）」を参照してください。

#### (2) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例) セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費（B案の経費）とともに別途提出します。

#### **【上限額】**

**63,470,000円（税抜）**

なお、定額計上分 4,881,000円（税抜）については上記上限額には含んでいません。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。

また、上記の金額は、下記（3）別見積としている項目を含みません。

**なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。**

#### **（3）別見積について（評価対象外）**

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

#### **（4）定額計上について**

定額計上した各経費について、上述（3）のとおり定額計上指示された経費につき、定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のま

ま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜き）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	建設予定地状況調査に係る経費	「第2章 特記仕様書案 6. 業務の内容 第4条（4）」	1,500,000円	地質・地形・埋設物調査一式	再委託費（現地再委託費）
2	安全対策経費	「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項 2. 業務実施上の条件（6）」	500,000円	傭人費、衛星携帯電話等	一般業務費（雑費）
3	安全対策経費	「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項 2. 業務実施上の条件（6）」	2,881,000円	戦争特約保険料（基本料金を除く）	旅費（その他：戦争特約保険料）

（5）見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。

（千円未満切捨て不要）

（6）旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

（7）機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

（8）外貨交換レートについて

1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:[https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/rate.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html))

(9) ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第2章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

(10) その他留意事項

パキスタン国内における宿泊については、安全管理対策の理由から JICA 事務所が管理する「ホテルリスト」から宿泊地を選定していただきます。

別紙：プロポーザル評価配点表



プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	<b>(10)</b>	
(1) 類似業務の経験	(6)	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
<b>2. 業務の実施方針等</b>	<b>(65)</b>	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	35	
(2) 作業計画等	30	
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	<b>(25)</b>	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	業務主任者 のみ	業務管理 グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者/〇〇</u>	(25)	(10)
ア) 類似業務等の経験	12	5
イ) 業務主任者等としての経験	5	2
ウ) 語学力	5	2
エ) その他学位、資格等	3	1
2) 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者/〇〇</u>	(-)	(10)
ア) 類似業務等の経験	-	5
イ) 業務主任者等としての経験	-	2
ウ) 語学力	-	2
エ) その他学位、資格等	-	1
3) 業務管理体制	(-)	(5)